

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議事務規程の一部改正について

【改正理由】

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議事務規程第7条第2項の議事録の作成手続に関し、本合同会議の運営の効率化を図るため、「署名」ではなく「記名」と改める。

【改正の内容】

上記の理由から、資料 1－2（新旧対照表）のとおり改正する。

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議事務規程一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 6 条 (略)	第 1 条～第 6 条 (略)
第 7 条 議長は、合同会議の議事録を作成するものとする。	第 7 条 議長は、合同会議の議事録を作成するものとする。
2 議事録は、議長の指名する合同会議委員 2 名以上がこれに <u>記名</u> するものとする。	2 議事録は、議長の指名する合同会議委員 2 名以上がこれに <u>署名</u> するものとする。
3 議事録は、一般の縦覧に供する。	3 議事録は、一般の縦覧に供する。
第 8 条～第 10 条 (略)	第 8 条～第 10 条 (略)

附 則

この規定は、令和 8 年〇月〇日（合同会議での議決の日）から施行する。